

小規模事業者の販路開拓・業務効率化の取り組みを補助します

チラシ作成、POSレジソフト導入、商品パッケージのデザイン改良などにかかる費用を一部助成します。

- 助成率: 補助対象経費の5分の4(上限30万円)
- ※今年度は助成率を上げます。
- 対象者: 市内に事業所を有する小規模事業者(個人企業も含む)
- 申請期間: 5月1日(金)~12月28日(月) ※予算額に達次第終了
- その他・☎ 申請には事前相談が必要です。要件や申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。商工労政課(☎537-5959)へ。

キャンプ場の申込み受付を開始します

市内にある九六位山キャンプ場と高島キャンプ場の予約を6月1日(月)から開始します。施設利用は無料です。

利用期間は7月1日(水)~8月31日(月)となっています。

◎九六位山キャンプ場

- 施設: バンガロー(8人用5棟)、給水施設、炊飯所、水洗トイレ、駐車場 ※テント持ち込み可
- 申込み: 電話で、九六位山キャンプ場利用申込先(円通寺 ☎528-1360・午前9時~午後5時)へ。

◎高島キャンプ場

- 施設: バンガロー(10人用2棟、6人用1棟2部屋)、給水施設(飲用ではないため飲料水は各自準備してください)、炊飯所、水洗トイレ ※テント持ち込み不可
- 申込み: 電話で、佐賀関支所(☎575-1111)へ。
- その他: 往復渡船料が必要(高校生以上…4,000円、中学生以下…2,000円)

☎ 観光課(☎537-5626)



高崎山自然動物園・高崎山おさる館の開園時間が変更になります

6月1日(月)から開園時間が、午前9時から午後5時までに変更となります。なお、駐車場については、現行通り午前8時30分から開場します。

☎ 観光課(☎537-5626)



環境対策課からのお知らせ

(1)☎537-5758 (3)☎537-5762

①こどもエコクラブ登録団体募集

生き物調査や清掃活動など、環境保全活動に取り組む子どもたちを募集します。

- 対象: 子ども(3歳~高校生)1人以上と、活動を支える大人(20歳以上)1人以上

- 申込み: 環境対策課(本庁舎4階)に備え付けの登録用紙(こどもエコクラブ全国事務局ホームページでダウンロードも可)に記入し、同課へ。

②市環境保全活動団体募集

市内を中心に地球温暖化対策や自然保護・観察などの環境保全活動をする団体を募集します。団体の情報や活動内容などは、市ホームページで紹介いたします。

- 申込み: 環境対策課に備え付けの申込書(市ホームページでダウンロードも可)に記入し、同課へ。

③スズメバチの巣の駆除費を一部補助します

巣の駆除を市の指定業者に依頼したときは、費用の一部を補助します。

- 対象: 個人(法人は対象外)
- 補助金額: 駆除費用の2分の1(上限8,000円)
- 申込み: 環境対策課へ。

④公共の場所で蚊やハエが異常発生したときは連絡を

道路の側溝や水路等の公共の場所に蚊やハエが異常発生したときは、環境対策課へ。 ※私有地に関しては個人の責任で対応してください。

「ながらスマホ」はやめましょう

歩行中や運転中にスマートフォンを使用する「ながらスマホ」が原因で、交通事故に遭うトラブルが起きています。「ながらスマホ」は違反行為です。ルールを守り、交通事故から身を守りましょう。

☎ 生活安全・男女共同参画課(☎578-7541)

看板などの広告物の安全点検を行います

老朽化した広告物は倒壊や落下などの恐れがあります。所有者・設置者・管理者は点検を行うなど、安全管理に努めてください。

☎ まちなみ企画課(☎537-5968)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者へ

飲食店舗の家賃を補助します

- 補助対象: 市内に本店があり、3月~5月のいずれかの売上が対前年同月比で50%以上減少している飲食店を営む小規模事業者

- 補助対象経費: 3月~5月の家賃相当額
- 補助率等: 月額家賃の5分の4(1カ月当たり上限8万円)

- 申請期限: 6月30日(火)
- その他: 助成内容や申請方法など詳しくは、コールセンター(☎547-9791)へご相談ください。

☎ 商工労政課(☎585-6011)

水道メーター新設時などには届け出が必要です

公共下水道を使用している建物で、水道メーターの新設、増設、口径変更などを行う場合は、メーターごとに「公共下水道使用開始届」の提出が必要です。詳しくは、上下水道局営業課(☎538-2416)へ。

農地利用状況調査を実施します

農業委員会では、毎年、地域を巡回し、農地の利用状況を調査しています(2年度は7月~9月に実施予定)。調査の結果、耕作放棄地があった場合は、所有者に対して農地の利用意向調査を実施します。

☎ 農業委員会事務局(☎537-5654)

障害福祉課からのお知らせ

①障害児福祉手当などの月額が改定されました

障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当(経過措置)、特別児童扶養手当の月額が4月分から次のように変わりました。

手当の種類	変更後(月額)
特別障害者手当	2万7,350円
障害児福祉手当	1万4,880円
福祉手当(経過措置)	1万4,880円
特別児童扶養手当	1級 5万2,500円
	2級 3万4,970円

②障害児福祉手当などを5月8日に振り込みました

5月期分の障害児福祉手当、特別障害者手当および福祉手当(経過措置)を受給者の指定口座に振り込みました。該当者で振り込みのない人はご連絡ください。また、病気や障がいのため日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満で障害児福祉手当の申請をしていない人、病気や障がいのため在宅で常時特別の介護を必要とする20歳以上で特別障害者手当の申請をしていない人は、お問い合わせください。

③在宅で物品の製造などを行っている障がい者の人へ

障害者就労施設などで就労する障がい者の自立を進めるため、国や地方自治体では障害者就労施設等から優先的に物品などの調達を行います。次に該当する場合は事前にご連絡ください。

- 対象: 自宅などで物品の製造や役務の提供などの業務を、自ら行う障がい者や在宅就業障がい者に対する援助を行う団体

ななせの里のホタルを見に行こう

- 期間: 5月下旬~6月下旬
- 場所: 吉熊川会場、七瀬川会場、太田川会場

☎ 野津原支所(☎588-1111)



給与所得者の令和2年度市民税・県民税を決定します

会社や官公庁などの事業所に勤め、市民税・県民税を特別徴収(給与天引き)される人の税額を決定します。税額通知書は、5月18日(月)以降に事業所を通じて配布します。また、今年は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から申告期限が延長されましたので、申告内容が税額通知書に反映できていない場合があります。この場合は、税額変更通知書の後日送付します。

- 課税される人: 賦課期日(令和2年1月1日)に、住民票の有無にかかわらず大分市に住んでいて、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に一定額以上の所得があった人

- 税額通知書の確認: 給与所得者の市民税・県民税は、事業所から市に提出された給与支払報告書と本人が提出した申告書などに基づいて計算します。

- 納付の方法: 6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与から特別徴収(給与天引き)し、事業所から市に納めていただきます。

☎ 市民税課(☎537-5731)

証明書自動交付機は12月28日(月)に運用終了予定です

証明書自動交付機の運用は、12月28日(月)に終了する予定です。運用終了後は、「証明書コンビニ交付サービス」をご利用ください。お近くのコンビニエンスストアなどで、住民票の写しや印鑑登録証明書などが取得できます。また、10月1日(日)から所得証明書と市民税・県民税課税証明書が取得可能となる予定です。ただし、利用にはマイナンバーカードが必要です。まだ申請していない人は、申請手続きをお願いします。

☎ 市民課(☎537-7298)

男女共同参画センターの愛称が「たびねす」に決まりました

男女共同参画センターの愛称募集で、全108点の応募の中から「たびねす」に決まりました。「たびねす」には、たくさんのHappinessが皆さんに訪れますよという希望が込められています。

☎ 男女共同参画センター(☎574-5577)

01 お知らせ

2名の副市長が就任しました



久渡 晃副市長 木原 正智副市長

国保年金課からのお知らせ(☎537-5736)

◎卒業または就職したら国民健康保険喪失の届け出を

市の国民健康保険の加入者で、市外に居住している子どもが学校を卒業または就職した場合は、国民健康保険資格喪失の届け出が必要です。

- 持参品: 国民健康保険証
- 届出先: 国保年金課(本庁舎1階⑨番窓口)または各支所、本神崎・一尺屋連絡所

◎65歳以上で一定の障がいのある人は後期高齢者医療制度に加入できます

加入には広域連合の認定が必要です。また、75歳未満の人は認定を受けた後でも取り消しの届け出をすれば、被保険者にならないこともできます。詳しくは、お問い合わせください。

事業所税の申告(納付)をお願いします

- 課税される人: 市内にある事業所や事務所などで、合計床面積が1,000㎡を超えるか、勤務する従業者数が100人を超える事業者(個人・法人)

- 税額の計算方法: 資産割と従業者割を合算して税額を算出します。

- 資産割…算定期間末日の事務所などの合計床面積×税率(1㎡につき600円)
- 従業者割…算定期間中に支払われた給与総額×税率(0.25%)

- 申告(納付)期限: ●法人…事業年度終了の日から2カ月以内 ●個人…翌年の3月15日まで

- 事業所税の軽減措置: 非課税、課税標準の特例および減免の制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

- 申告場所・☎ 税制課(第2庁舎3階 ☎537-7314)